

○潟上市保育所等整備費補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第40号

改正 令和元年9月25日告示第65号

令和4年2月25日告示第27号

令和5年8月10日告示第163号

(目的)

第1条 この告示は、国が定める保育所等整備交付金交付要綱及び保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の施設又は事業所及びその設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において潟上市保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、保育所等の事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、前条に定める補助対象者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び第56条の8第3項の規定に基づき設置する保育所に係るもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項及び第34条第3項に基づき設置する幼保連携型認定こども園に係るもの並びに児童福祉法第34条の15第1項及び第2項に基づき行う小規模保育事業所に係るものとする。ただし、次に掲げる事業は、交付の対象としないものとする。

- (1) 交付要綱及びこの告示以外の補助制度等により補助金を受けている事業
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (6) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (7) その他交付要綱に定める施設整備として認められない費用

(補助金額等の算出方法)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、交付要綱に定めるとおりとする。

2 保育所等整備交付金交付要綱に基づく補助金額については、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 交付要綱に規定する市町村の負担割合により算出する額

(2) 交付要綱に規定する事業者の負担割合により算出する額に2分の1を乗じて得た額

3 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金額については、交付要綱に規定する市町村の負担割合により算出する額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 建物の平面図

(3) 設計書(見積書)

(4) 収支予算書

(補助金の交付決定通知等)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定変更申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、交付決定後に事業を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、補助金交付決定変更(取消)申請書(規則様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、前条の規定を準用して行うものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了後1月以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(規則様式第4号)に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事請負契約書の写し(工事費内訳書含む。)

(3) 工事完了を確認するための検査済証の写し

- (4) 完成した建物の配置図、平面図及び立面図
- (5) 完成した建物の全景及び内部主要部分の写真
- (6) その他市長の指定する書類

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による報告を受け、事業の完了を確認した後、交付するものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日告示第65号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日告示第27号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請について適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月10日告示第163号）

この告示は、公布の日から施行する。